



平成 27 年 10 月 9 日

各 位

上場会社名 株式会社明豊エンタープライズ
代表者名 代表取締役社長 梅木 篤郎
(JASDAQ コード 8927)
問合わせ先 執行役員管理部長 安田 俊治
(電話番号 03-5434-7653)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、本年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 10 月 29 日開催予定の第 47 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監査・監査機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限移譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 27 年 10 月 29 日開催予定の第 47 期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規

定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

また、業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 29 条（取締役および監査役の責任免除）を変更いたします。

（ 2 ）変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

3 . 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 10 月 29 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 10 月 29 日（木）

以 上

【別紙】変更の内容は、次のとおりであります。(下線部は変更部分を表示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第3条(条文省略) | 第1条～第3条(現行どおり) |
| (機関) | (機関) |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、 <u>監査等委員会設置会社</u> として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| (2) 監査役 | (2) <u>監査等委員会</u> |
| (3) <u>監査役会</u> | (削除) |
| (4) <u>会計監査人</u> | (3) <u>会計監査人</u> |
| 第5条(条文省略) | 第5条(現行どおり) |
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| 第6条～第11条(条文省略) | 第6条～第11条(現行どおり) |
| 第2章の2 優先株式 | 第2章の2 優先株式 |
| 第11条の2～第11条の8(条文省略) | 第11条の2～第11条の8(現行どおり) |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第12条～第18条(条文省略) | 第12条～第18条(現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| (員数) | (員数) |
| 第19条 当社に取締役 <u>6</u> 名以内を置く。 | 第19条 当社に取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> 8名以内を置く。 <u>当社に監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)</u> 5名以内を置く。 |
| (新設) | |
| (選任) | (選任) |
| 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権の行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | 第20条 取締役の選任は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権の行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> |
| (条文省略) | (現行どおり) |
| (任期) | (任期) |
| 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>補欠のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u> | 第21条 取締役(<u>監査等委員を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| (新設) | |
| (新設) | |
| (代表取締役および役付取締役) | (代表取締役および役付取締役) |
| 第22条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 (条文省略) | 第22条 取締役会は、 <u>取締役(監査等委員を除く。)</u> の中から代表取締役若干名を選定する。 (現行どおり) |
| (取締役会) | (取締役会) |
| 第23条(条文省略) | 第23条(現行どおり) |
| 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 | 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 |
| 取締役が取締役会の決議の目的について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が異議を述べないときは、取締役の決議があったものとみなす。 (条文省略) | 取締役が取締役会の決議の目的について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行ったときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (現行どおり) |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第24条 当会社に監査役5名以内を置く。</p> <p>(選任) 第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第26条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(監査役会) 第28条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p> <p>第6章 取締役および監査役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除) 第29条 当社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。 当社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第30条～第33条(条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(新設)</p> | <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会) 第24条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 取締役の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除) 第25条 当社は取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲内で免除することができる。 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第26条～第29条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、第47期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の賠償責任を、法令の限度において取締役会決議によって免除することができる。 第47期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第29条2項の定めるところによる。</p> |